

令和6年度奨学生選考基準

(公財) 福岡市教育振興会

1 人物 高等学校等の正規の修業年限を終了するまでの期間、学習に意欲があり
学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者を中学校長が推薦。

2 学力 高等学校等合格をもって、奨学生資格とみなす。

3 収入 (日本学生支援機構の基準を準用)

(1) 世帯人員の認定

同居・別居を問わず、本人と生計を同一にする者を世帯人員とする。

(2) 所得金額等の定義

所得金額(A) 収入金額から必要経費を控除した金額であり、収入の種類
(3) 及び (4) によって算定した金額の合計額。

特別控除額(B) 本人や本人以外の就学者、及び世帯の特別な事情に関して、
所得金額から控除することを認められる金額。(別表1)

認定所得金額(C) 所得金額から特別控除額を差し引いた金額。

(3) 所得金額の算定

ア 給与収入の場合 $\text{所得金額} = \text{給与収入金額} - \text{給与所得控除額}$

(ア) 父母のうち一方だけが給与収入者の場合

または、父母双方が給与収入者の場合で年間収入金額が高い方

収入金額	控除額
268 万円未満	収入金額と同額
268 万円以上 401 万円未満	収入金額 $\times 0.2$ + 214 万円
401 万円以上 782 万円未満	収入金額 $\times 0.3$ + 174 万円
782 万円以上	408 万円

(イ) 父母双方が給与収入者の場合で年間収入金額が低い方

収入金額	控除額
66 万円未満	収入金額と同額
66 万円以上 164 万円未満	65 万円
164 万円以上 181 万円未満	収入金額 $\times 0.4$ 円
181 万円以上 361 万円未満	収入金額 $\times 0.3$ + 18 万円
361 万円以上 661 万円未満	収入金額 $\times 0.2$ + 54 万円
661 万円以上 1,001 万円未満	収入金額 $\times 0.1$ + 120 万円
1,001 万円以上 1,501 万円未満	収入金額 $\times 0.05$ + 170 万円
1,501 万円以上	245 万円

イ 給与収入以外の収入の場合

所得金額＝所得証明書の所得金額（収入金額－必要経費）

＝

市県民税の賦課の基礎となった金額

（４）所得金額算定上の注意

ア 所得金額は、令和４年１月から令和４年１２月までの１年間の金額とする。
ただし、令和４年１月以降の就職・転職・失業等により収入状況に変動があった場合は、出願時点の収入状況に基づき算定する。

イ 事業所得の専従者給与は必要経費に加算する。

ウ 父母の収入金額に１万円未満の端数が生じたときは切り捨て、控除額に１万円未満の端数が生じたときは四捨五入する。

エ 父母の所得を合わせて算定する。

オ 収入金額から必要経費を控除した金額がマイナスとなる場合の所得金額は、０円とする。

（５）選考基準

所得金額（Ａ）から特別控除額（Ｂ）を差し引いて認定所得金額（Ｃ）を算定し、下表の収入基準額（Ｄ）－認定所得金額（Ｃ）が高い者から順に、予算の範囲内で採用する。

世帯人員	１人	２人	３人	４人	５人	６人	７人
収入基準額（Ｄ）	103万円	165万円	190万円	206万円	221万円	234万円	246万円

※ 世帯人員が７人を超える場合は、その超える人数１人につき１１万円を加算する。

(別表 1) 特別控除額

両親がいない	所得金額に関わらず採用				
母子・父子家庭	99万円				
本人	39万円				
就学者 (本人を除く)	小学校 31万円				
	中学校 46万円				
				自宅通学	自宅外通学
	高等学校		公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
	高等専門学校	1～3年次	公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		4・5年次 ・専攻科	公立	43万円	72万円
			私立	87万円	116万円
	大学		公立	74万円	121万円
			私立	133万円	180万円
	専修学校	高等課程	公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		専門課程	公立	36万円	81万円
			私立	102万円	147万円
障がい者	障がいのある人 1 人につき 99万円				
長期療養者	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
家計を支えている人の 単身赴任等による別居	別居のため特別に支出している年間金額 (ただし71万円を限度とする)				
火災、風水害、 盗難等の被害	支出増又は収入減と認められる年間金額				

※就学者控除の特例

子供（就学者、就学前の子）が 2 人を超える世帯については、その超える人数につき申込者本人に係る特別控除額（39 万円）に 50 万円を加算した金額を乗じた額を更に控除できます。

【例】子供が 3 人の場合 → $(39 + 50) \text{ 万円} \times (3 - 2) \text{ 人} = 89 \text{ 万円}$ の控除を受けられる。

(別表 2) 収入判定の流れ

所得金額　A				特別控除額　B				認定 所得金額 C	収入 基準額 D		選考基準		
給与収入	・ 父母のうち一方だけが給与収入者の場合 ・ 父母双方が給与収入者の場合で年間収入金額が高い方			収入金額		控除額		所得金額 から特別 控除額を 差し引いた 額(A－B)	世帯 人員 （人）	収入 基準 額（万円）	収入基準額 から認定 所得金額を 差し引いた 額(D－C) が高い者 から順に 予算の範囲 で採用する		
				268万円未満		収入金額と同額							
				268万円以上　401万円未満		収入金額×0.2　　+214万円							
				401万円以上　782万円未満		収入金額×0.3　　+174万円							
				782万円以上		408万円							
				・ 父母双方が給与収入者の場合で年間収入金額が低い方			収入金額					控除額	
	66万円未満		収入金額と同額										
	66万円以上　164万円未満		65万円										
	164万円以上　181万円未満		収入金額×0.4　　　円										
	181万円以上　361万円未満		収入金額×0.3　　+18万円										
	361万円以上　661万円未満		収入金額×0.2　　+54万円										
	661万円以上 1,001万円未満		収入金額×0.1　　+120万円										
	1,001万円以上 1,501万円未満		収入金額×0.05　+170万円										
	1,501万円以上		245万円										
	※収入金額の1万円未満は切り捨て、 控除額の1万円未満は四捨五入する。						収入金額		控除額				
							66万円未満		収入金額と同額				
							66万円以上　164万円未満		65万円				
							164万円以上　181万円未満		収入金額×0.4　　　円				
	給与収入 以外の収入	所得金額＝所得証明書の所得金額（収入金額-必要経費） Ⅱ 市県民税の賦課の基礎となった金額					収入金額		控除額				
					66万円未満		収入金額と同額						
66万円以上　164万円未満					65万円								
164万円以上　181万円未満					収入金額×0.4　　　円								
				両親がいない		所得金額に関わらず採用							
				母子・父子家庭		99万円							
				本人		39万円							
				就学者 (本人を除く)		小学校		31万円					
						中学校		46万円					
								自宅 通学	自宅外 通学	1		103	
						高等学校		公立	39万円	69万円	2		165
								私立	88万円	118万円	3		190
						高等 専門 学校	1～3年次	公立	39万円	69万円	4		206
								私立	88万円	118万円	5		221
							4・5年次 ・専攻科	公立	43万円	72万円	6		234
								私立	87万円	116万円	7		246
						大学		公立	74万円	121万円	以降1人 につき 11万円を 加算する		
								私立	133万円	180万円			
						専修 学校	高等課程	公立	39万円	69万円			
								私立	88万円	118万円			
							専門課程	公立	36万円	81万円			
				私立	102万円			147万円					
				障がい者		障がいのある人1人につき　99万円							
				長期療養者		療養のため経常的に特別な支出をして いる年間金額							
				家計を支えて いる人の 単身赴任等 による別居		別居のため特別に支出している年間 金額（ただし71万円を限度とする）							
				火災、風水害、 盗難等の被害		支出増又は収入減と認められる 年間金額							

【例】父（給与収入374万8千円）、母（給与収入101万4千円）、本人（中学3年生）、小学生の4人世帯の場合

所得金額 A	特別控除額 B	認定 所得金額 C	収入 基準額 D	選考基準
○父の給与所得算定 ⇒収入金額：374万円（1万円未満切り捨て） ⇒控除額：374万円×0.2+214万円≒289万円（1万円未満四捨五入） ⇒所得金額：374万円－289万円＝85万円 ○母の給与所得算定 ⇒収入金額：101万円（1万円未満切り捨て） ⇒控除額：65万円 ⇒所得金額：101万円－65万円＝36万円 よって世帯の所得金額Aは、85万円＋36万円＝ <u>121万円</u>	本人：39万円 小学生：31万円 よって特別控除額Bは、39万円＋31万円＝ <u>70万円</u>	121万円 －70万円 ＝51万円	4人世帯 206万円	206万円 －51万円 ＝155万円